

社会保険ひろしま

第848号

- 10連休にかかる留意点
- 新元号施行（5月1日～）に伴う留意事項
- 平成30年3月前の様式による受付の終了（電子申請）
- 出張相談所開設のご案内（5月） その他
- ～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～
- 平成31年度 健診のご案内
- 各種申請書はFAXでもお取り寄せいただけます
- 保険料率が変わる！インセンティブ制度に取り組もう！
- 【サンフレッチェ広島版】ジェネリック医薬品希望シールをご利用ください



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

平成31年2月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		53,241	52,632
船舶所有者数		282	346
被保険者数	男性	511,951人	383,908人
	女性	308,048人	252,807人
	船員	3,253人	3,329人

日本年金機構からのお知らせ

10連休にかかる留意点

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」等により、本年4月27日から5月6日までの10日間は休日（10連休）となります。10連休の前後は年金事務所窓口の混雑や各種届書の提出が集中することとなります。

迅速な対応に努めますが、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- ① 10連休前に受け付けた届書は、健康保険被保険者証の到着までに日数を要することがあります。
- ② 届書を提出いただく時期によっては、翌月の保険料告知額に反映できず、翌々月の反映となる場合があります。
- ③ 保険料を口座振替により納付されている場合、平成31年3月分の保険料の振り替えは5月7日になります。領収結果は5月にお知らせいたしますが、一部金融機関分については6月になる場合があります。

新元号施行（5月1日～）に伴う留意事項

1 申請・届出用紙

新元号施行に伴い様式が変更となりますが、5月1日以降もお手元の変更前の用紙をご使用いただけます。

2 納入告知書・領収済通知書

次回送付分（4月分保険料、納期限5月31日）から新元号の表示を行います。

今回送付分（3月分保険料、納期限5月7日）は「平成」で表示しています。ご承知おきください。

3 電子申請および電子媒体による届出を行う際に使用している各種プログラムの更新

5月1日以降に申請を行う場合、以下のプログラムの更新をしていただくようお願いいたします。

なお、これらのプログラムは、4月下旬に日本年金機構のホームページに公開する予定です。

	旧	新
届書作成プログラム	Ver.18.00	Ver.19.00
電子媒体届書作成仕様書	第10.0版	第11.0版
仕様チェックプログラム	Ver.11.00	Ver.12.00

平成30年3月前の様式による受付の終了（電子申請）

平成30年3月前（個人番号対応前）の様式による電子申請の受付は、平成31年4月30日に終了します。

それに伴い、日本年金機構ホームページに掲載している「届書作成プログラム Ver.16.00」、「仕様チェックプログラム Ver.10.00」及び「磁気媒体届書作成仕様書 第14.0版」の掲載を終了いたします。

まだプログラムの更新がお済みでない方は、お手数をおかけいたしますが、最新版のプログラム（上記「3 電子申請および電子媒体による届出を行う際に使用している各種プログラムの更新」参照）への更新をお願いいたします。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構
Japan Pension Service

◆ 出張相談所開設のご案内（5月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無	
				① 予約の受付締め	② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1	① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	5月23日（木）	10:00~15:30	北広島町役場	予約制 ※2	① 相談日の前日 ② ※2 参照
竹原市	5月8日（水）	10:00~15:30	人権センター1階会議室 （竹原市中央 5-5-17）	予約制 ※1	① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市市民会館 （旧：尾道市公会堂別館）	完全予約制 ※1	① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 （5月6日は休日のため、 5月7日（火）振替実施）	10:00~15:30	因島総合支所 4階会議室		
尾道市向島	毎週金曜日 （5月3日は祝日のため 開催しません。）	10:00~15:30	向島支所 1階相談待合室		
世羅町	5月16日（木）	10:00~15:30	世羅町役場本庁舎		
庄原市	5月15日（水）	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1	① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係☎050-5812-1854、
芸北支所☎050-5812-2110、大朝支所☎050-5812-2211、豊平支所☎050-5812-1122で受け付けます。

◆ 手話による年金相談のご案内

会 場	日 時	毎月第二土曜日（13時～16時）は事前 申込みにより、県内の年金事務所を手話 による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	5月8日（水）13:00～15:00	
福山年金事務所	5月8日（水）13:00～15:00	

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会 場	日 時	管轄年金事務所
広島南年金事務所（広島市南区皆実町 1-4-35） （平成31年4月から会場が「広島南年金事務所」に 変更になりました。）	5月23日（木）13:30～16:00	広島東年金事務所
備後地域地場産業振興センター （福山市東深津町 3-2-13）	5月23日（木）13:30～16:00	福山年金事務所
呉年金事務所3階会議室	5月17日（金）13:30～16:00	呉年金事務所
三原年金事務所2階会議室	5月15日（水）13:30～16:00	三原年金事務所

●対象者 ①新任事務担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。○予約による相談は8:30～16:00（月～金曜日）に実施します。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。○お近くの年金事務所でも受け付けています。



～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～

お詫びと訂正

3月下旬に事業主様へ健診のご案内に同封し、送付しております「生活習慣病予防健診実施機関一覧表」につきまして、誤植が判明いたしました。

本来「土曜実施」と表示すべき箇所を、「土日実施」と誤って表示しておりました。

健診機関様へ健診のご予約をご連絡される際には、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

この度は、大変ご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

訂正箇所

(正)土曜実施

検診車による検診	土日実施	乳がん
○	○	○

平成31年度 健診のご案内

協会けんぽでは、ご本人様(被保険者)を対象とした「生活習慣病予防健診」、ご家族様(被扶養者)を対象とした「特定健診」の費用を補助しています。年度内(4月～3月)おひとり様1回に限り、協会けんぽが健診費用の補助をいたしますので、ぜひ受診ください。

ご本人(被保険者)の健診

生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診は、**35歳から74歳までのご本人様(被保険者)**が対象となります。

健診案内 3月下旬から4月上旬に申込書とパンフレットを事業主様へ送付しております。

メリット

- 事業者健診(労働安全衛生法による定期健診)としてご利用いただけます。
- 健診費用の約6～7割を協会けんぽが補助し、自己負担額は最高でも7,038円(*)となります。(健診機関により負担額は異なります)
- 肺・胃・大腸がん検診に加え、女性の場合は乳・子宮頸がんも同時に受診いただけます。
*消費税率が変更になった場合は、自己負担金額も変更となる場合があります。

注意点

- 申込書は、健診機関にご予約のうえ、健診日の1か月前までに協会けんぽへご提出ください。
- 健診日が近づいても、問診票等のご案内がない場合は、健診機関へお問い合わせください。

ご家族様(被扶養者)の健診

特定健診

特定健診は、**40歳から74歳までのご家族様(被扶養者)**が対象となります。

なお、健診機関によっては、お住まいの市町村のがん検診を同時に受診できます。



健診案内 4月上旬に受診券とパンフレットをご自宅へ送付しております。

事業所の担当者様へのお願い

- 健診機関に直接ご予約いただき、保険証と受診券をご持参のうえ受診いただくよう、ご周知のほどよろしくお願いいたします。
- 住所変更等によりお届けができなかった受診券等は、事業主様宛てに送付させていただきます。被保険者様を通じ、ご家族様のお手元に届くようご協力をお願いいたします。

各種申請書はFAXでもお取り寄せいただけます

「ホームページから印刷できる環境がない」、「申請書が欲しいだけなのに電話が面倒」などの声にお応えして、「健康保険申請書等 FAX送付依頼票」を作成しました。希望される方は、依頼票をお送りしますので、広島支部までご連絡ください。

FAXで申請書送付をお申込みいただけますと、「申請書、記入の手引き、返信用封筒」をお送りいたします。

FAX送付依頼票のご用命は、**業務改革サービス推進グループ ☎082-568-1011(自動音声案内で①)**まで

保険料率が変わる!インセンティブ制度に取り組もう!

インセンティブ制度とは?

平成30年度から導入されているインセンティブ(報奨金)制度とは、協会けんぽの加入者や事業主の皆様の健康づくりや医療費適正化への取り組みや実績に応じて報奨金を付与し、健康保険料率に反映させるものです。

具体的には、まず、報奨金の財源として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%(*1)を加算します。そして、健診の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの5つの評価指標に基づき、全支部をランキング付けし、上位過半数となる支部には、支部ごとの順位に応じて報奨金を受け取ることができるものです。

*1…平成30年度は0.004%、31年度は0.007%と段階的に加算され、0.01%は平成32年度からとなります。



制度のイメージ



つまり、皆様の健康づくりや医療費適正化に向けた取り組みが、保険料率を抑制することにつながります!

5つの評価項目とは? 何をすれば順位上昇につながるの?

① 特定健診等の受診率

協会けんぽでは、健診として、被保険者(ご本人様)の方に向けた生活習慣病予防健診と被扶養者(ご家族様)の方に向けた特定健診を実施しておりますので、必ず年に1回の受診をお願いします。

また、労働安全衛生法に基づく定期健診を実施された場合は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の健診結果をご提供ください

② 特定保健指導の実施率

健診結果から生活習慣の改善が必要と判定された方は、特定保健指導をご利用ください。

③ 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導を受けた方は、リスク軽減に向けて最後までプログラムにお取り組みいただくとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

④ 要治療者の医療機関受診率

健診の結果により要治療と判定された方には、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付します。届いた方は、必ず医療機関への受診をお願いします。なお、受診された医療機関より、健診結果とともに紹介状が届く場合もあります。

⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

薬局でお薬を受け取る場合、3割~5割程度安価で、効能と安全性が国から認められているジェネリック医薬品(後発医薬品)を積極的にご選択ください。

また、広島支部では、病院や薬局へ意思表示できるジェネリック医薬品希望シールの「サンフレッチェ広島版」を作成しております。詳細は、下部をご覧ください。

広島支部の現況

平成30年度の上期(4月~9月分)においては、広島支部の順位は**47支部中36位**のため、報奨金が受け取れる上位過半数に入っておりません。

今後、順位を向上させて保険料率の抑制につなげるため、5つの評価項目について、積極的な取り組みをお願いいたします。広島支部も全力で皆様の取り組みをサポートさせていただきます。



サンフレッチェ広島版 ジェネリック医薬品希望シールをご利用ください

広島支部では、株式会社サンフレッチェ広島様にご協力いただき、サンフレッチェ広島のチームマスコットである「サンチェ・フレッチェ」を使用したジェネリック医薬品希望シールを作成しました。

ジェネリック医薬品の使用促進は、お薬代の自己負担が軽減するだけでなく、増加する医療費の抑制につなげることができる非常に大切な取り組みです。保険証やお薬手帳に貼ることで、医師や薬剤師に対して簡単に意思表示ができるジェネリック医薬品希望シールをぜひご利用ください。

シールの送付をご希望の場合は、広島支部ホームページより送付依頼書をダウンロードのうえ、FAXにてお申込みいただくか、お電話にてご用命ください。



※見本(大サイズ)

インセンティブ制度、ジェネリック医薬品希望シールに関するお問い合わせは、企画総務グループ ☎082-568-1014 まで

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

保険証 保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。

申請書の郵送にご協力ください。

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診(がん検診付き)の費用の約6~7割を補助しております。健診後、必要な方には特定保健指導を無料で行ってまいります。ぜひご活用ください。